

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 長 候 補 者 選 考 会 議 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第 2 条 選考会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>病院担当の理事</u></p> <p>(2) 医学部長</p> <p>(3) 医学部附属病院長</p> <p>(4) <u>医学部附属病院副病院長 (診療、労務、安全・衛生担当)</u></p> <p>(5) <u>医学部附属病院副病院長 (医療安全担当)</u></p> <p>(6) 医学部附属病院看護部長</p> <p>(7) 医学部附属病院事務部長</p> <p>(8) 医学・医療に関し識見を有する学外者 3名</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(議長)</p> <p>第 4 条 選考会議に議長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。</p> <p>2 議長は、選考会議を主宰する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>(1) <u>総長が指名する理事又は副学長 1名</u></p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>医学部附属病院副病院長 (診療、労務担当)</u></p> <p>(5) <u>医学部附属病院副病院長 (医療安全、広報担当)</u></p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) }</p> <p>2～4</p> <p>(議長)</p> <p>第 4 条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 <u>議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。</u></p> <p>4 <u>第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により第 2 条第 1 項第 1 号の委員が病院長候補適任者に推薦されたときは、当該推薦に係る病院長候補者の選考が終了するまでの間、あらかじめ議長の指名する委員が議長となる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>